

第 2 5 号議案

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市都市公園の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

東浜公園及び西浜公園の庭球場使用料を改定するとともに、駐車場使用料に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市都市公園条例の一部を改正する条例

芦屋市都市公園条例(昭和40年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第4 3 有料公園施設を利用する場合の表海浜公園駐車場の項中

	駐車場	一般	1時間 100円(30分以内は無料とする。)	30分増すごとに(30分未満は30分とする。) 100円
--	-----	----	------------------------	------------------------------

を

	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし,30分を超えるときは,30分までごとに100円とする。	
--	-----	----	---	--

に改め,同表東浜公園,西浜公園の項中

東浜公園,西浜公園	庭球場	専用	1時間 600円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 600円
-----------	-----	----	----------	------------------------------

を

東浜公園,西浜公園	庭球場	専用	平日 1時間 600円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 600円
			日曜日,土曜日及び祝日法による休日 1時間 900円	

に改め,同表芦屋中央公園駐車場の項中

	駐車場	一般	1時間 100円(30分以内は無料とする。)	30分増すごとに(30分未満は30分とする。) 100円
--	-----	----	------------------------	------------------------------

を

「

	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。
--	-----	----	---

」

に改め、同表芦屋市総合公園駐車場の項中

「

	駐車場	一般	1時間 100円(30分以内は無料とする。) ただし、大型自動車 1台1回 2,000円	30分増すごとに(30分未満は30分とする。) 100円
--	-----	----	--	---------------------------------

」

を

「

	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,000円とする。
--	-----	----	---

」

に改め、同表芦屋公園駐車場の項中

「

	駐車場	一般	1時間 100円(30分以内は無料とする。)	30分増すごとに(30分未満は30分とする。) 100円
--	-----	----	------------------------	---------------------------------

」

を

「

	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。
--	-----	----	---

」

に改め、同表南緑地の項中

「

南緑地	西駐車場	一般	1時間 100円(30分以内は無料とする。)	30分増すごとに(30分未満は30分とする。) 100円
-----	------	----	------------------------	---------------------------------

」

を

「

南緑地	西駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。
-----	------	----	---

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の芦屋市都市公園条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

参 照

芦屋市都市公園条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

東浜公園及び西浜公園の庭球場使用料を改定するとともに、駐車場使用料に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 東浜公園及び西浜公園庭球場使用料の改定（別表第4関係）

東浜公園及び西浜公園の庭球場使用料を次のように改める。

改正案		現 行	
使用料	超過料金	使用料	超過料金
平日 1時間 600円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 600円	1時間 600円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 600円
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 1時間 900円	1時間増すごとに (1時間未満は1時間とする。) 900円		

(2) 駐車場の使用料に係る規定の整理（別表第4関係）

3 施行期日等

(1) 平成22年6月1日

(2) 改正後の条例の規定による使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。